

# 東員町商工会に関する提言書

平成 2 4 年 9 月

東員町行財政検討委員会

## 1. 商工会とは

- ・「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」及びその施行令が政令により制定されている。
- ・この法律の目的は「商工会及び商工会議所」がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、となっている。
- ・この法律において『小規模事業者』とは「商工会法第二条」に規定する「商工業者」で、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下のものと定義されている。
- ・所管する「経済産業大臣」は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な7つの指針を定めている。
  1. 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向
  2. 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項
  3. 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項
  4. 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項
  5. 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項
  6. 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項
  7. その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

## 2. 商工会への補助金について（経営改善普及事業に係る補助）

- ・法律第4条で、国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。
- ・また、国は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会

議所（以下「全国団体」という）に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に関し全国団体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

- 以上のように、商工会や都道府県商工会連合会が「経営改善普及事業」の実施に必要な経費の一部が、国から都道府県を介して、または国から全国団体へ補助されている。これらの内容に準じて「町からの補助金」も支払われている。

### 3. 現状の問題点

- 平成 22 年度の決算書によると、総収入 7,590 万円の 56% (4,263 万円) が補助金等による収入である。補助金をもらうために「経営改善普及事業指導員」を置くための費用（主に人件費）として 3,704 万円、「経営改善普及事業指導事業費」として 272 万円、受託等事業費として 264 万円、地域総合振興事業費として 839 万円、更に全体の管理費として 1,010 万円が計上されている。つまり、補助金をもらうために補助金の 143%もの支出をしているのである。しかも、指導員にかかる人件費の他に管理費に含まれる人件費を加えると、補助金のほとんどが人件費に食われている。会員が納める会費や手数料等で帳尻を合わせている現状である。
- 経済産業大臣が定めている「基本指針」が抽象的なことに加え、補助金の対象となる事業が「小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業」なので、「指導員によって指導してあげる」というような「上から目線」に陥っている。
- 限られた指導員で、広範囲の事業を営む小規模事業者を指導するには「指導内容にも自ずと限界」がある。
- 会員事業者の品質や価格については不評や悪評もあり、新聞の折り込み広告等では町外の事業者のものも目立っている。

## 4. 提言

- ◆ 法律で定めている「目的」に近づくためには、商工会の機能を活用して何をすべきなのかを、会員の意向を中心に原点に戻って再考されることを提言します。
- ◆ 補助金をもらうための事業にこだわらず、会員事業者全体を底上げすることを中心に事業を再構築されることを提言します。
- ◆ 現状の「収支決算書」の内容を吟味し、補助金によって行っている各事業が、本当に会員に寄与しているのかを再検討されることを提言します。
- ◆ 地元商工業の振興のために、商工会は引き続き積極的な支援、活動を望みます。ただ、地元商工業の育成は、商工会だけで行えるものではないので、町は、商工会と連携を図り町の活性化のため、努力するとともに、補助金の支出については、適切な監査を実施するよう提言します。
- ◆ 町は、法定外の独自の補助金について、商工会から収支や事業の報告を求めるとともに、どのように町の商工業の発展に寄与したかなど、補助金の効果を検証してください。また、補助金の使途などについて適切な指導及び監査を行うよう提言します。